

南海トラフ地震対策計画

1 計画の趣旨

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第7条第1項の規定【第8条】の規定に基づき、津波からの円滑な避難の確保に関する事項その他、地震防災対策上必要な事項を定め、人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

2 防災体制の確立

地震対策本部等の構成、構成員の職務分担及び指揮命令系統は教育計画の学校防災計画に準ずる。(情報収集伝達班、避難誘導班、消防班、救護班、施設点検班等の編成や責任者)

3 情報の収集・伝達

学校長は、地震発生直後、テレビ、ラジオ、インターネット、防災行政無線、周辺の状況等から津波警報や地震被害に関する情報の収集を行い、施設内の全職員及び児童生徒等(校外に出ている学校職員を含む)に対し、校内放送等の方法により、必要な情報を直ちに伝達する。

なお、通常の伝達手段が地震等の影響により寸断されることを考慮した伝達手段の確保にも留意すること。

4 避難

(1) 学校長は、あらかじめ、小学校体育館を津波からの避難場所(※1)と定め、その位置及び施設からの避難経路を示す図面並びに円滑な避難の確保のために必要な対策等を明示した書面を作成し、全職員及び児童生徒等に周知する。

(※1) 避難場所の決定にあたっては、和歌山県が平成25年3月に公表した「南海トラフの巨大地震による津波浸水想定」における到達時間・津波高等や各市町が作成した津波ハザードマップ等により、学校等において避難場所を決めることとする。なお、津波到達時間が早い場合や避難路が地震により通れない場合等、避難が円滑に行えない可能性がある時は、近隣の3階建て以上の堅固な鉄筋コンクリート造ビルに避難することとする。

(2) 津波警報や津波に係る避難勧告が発令される等、避難が必要なときは、全学校職員及び児童生徒等(校外に出ている学校職員を含む)に対し、校内放送等により、速やかに避難すべき旨、津波からの避難場所の位置、当施設からの避難経路や方向等を知らせる。津波到達時間が早い地域の場合、長い時間ゆっくりとした揺れを感じた際には、津波警報等の情報を待つことなく、直ちに全職員及び児童生徒等(校外に出ている学校職員を含む)に対し、校内放送等により避難すべき旨、津波からの避難場所の位置、学校等からの避難経路や方向等を知らせる。

(3) 学校職員は、それぞれがあらかじめ定められた安全措置(緊急点検、巡視、その他施設の損壊防止のため特に必要な措置)を行い、学校長等に報告した後、津波からの避難場所へ避難する。なお、避難の際には、児童生徒や避難行動要支援者(負傷者、障害者、高齢者、子供等)の避難誘導に配慮する。

※安全措置を行う際は、津波到達時間や職員が避難に要する時間を考慮する。

(4) 避難場所等に避難した際には、津波が連続して発生することに鑑み、一定期間(津波警報等が発表されている間)避難場所に留まるか、更に安全な避難場所に移動することとする。

5 時間差発生等における避難

- (1) 学校長は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表した場合、必要に応じて担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行う。
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、地震の発生から1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくり滑りが観測されたケースの場合、プレート境界面で通常と異なるゆっくり滑りの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され避難勧告等が発令された場合、学校長は、児童生徒等の安全確保のため、臨時休校などの適切な対応措置をとる。
- (4) 後発地震に対する警戒措置として、学校長は当施設内の全学校職員及び児童生徒に対して、避難が必要となる旨を周知させる。また、避難誘導責任者は、学校長の指示に基づき、4（1）で定めた避難場所へ避難後、児童生徒等を避難誘導する。避難誘導後は、状況等に応じて、児童生徒の保護者の意見を聴取する等、実態に即して保護の方法を定めるように留意する。

6 訓練

- (1) 学校長は、津波避難訓練を年1回以上行う。訓練の細目はその都度定めるが、情報の収集伝達、防災組織の編成配備、避難及び避難誘導、安全措置、救護活動等に重点を置き、実践的なものとするよう努める。
- (2) 学校長は、職員を県、市町村、自治会、自主防災組織等が行う防災訓練に参加させるなど、地域との連携を図る。

7 教育及び広報

(1) 教育

学校長は、学校職員に対して、下記の事項を含む地震防災上必要な教育を行うほか、県、市町村、その他の機関等が行う防災研修に参加させる。

- ア 南海トラフ地震臨時情報、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づき取られる措置の内容
- イ 南海トラフ地震の発生により予想される地震動や津波に関する知識
- ウ 地震及び津波に関する一般的な知識
- エ 南海トラフ地震臨時情報、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- オ 南海トラフ地震臨時情報、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に従業員等が果たすべき役割
- カ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- キ 今後地震対策として取り組む必要のある課題

(2) 広報

学校長、防火管理者は、学校施設の中に、想定津波波高・到達時間、避難場所、避難経路を示す図面、南海トラフ地震臨時情報の内容及び警戒する措置の内容等を掲示する。